

# 給食費の負担方法が変更

## 10月1日から保育料が無償化

10月1日から幼児教育・保育料が無償化となります。

対象は3歳から5歳の子どもの保育料で、今後は町に支払う必要がなくなります。ただし、年度途中で満3歳になった保育認定の子どもは翌年度の4月から無償化の対象となります。

保育料は無償化となりますが、給食費は引き続き保護者の皆さんに負担していただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

### ○給食費の負担方法の変更

保育料無償化に伴い、給食費の負担方法が変更します。

### ▼主食費（ごはんなど）

主食費は現在、保育所などへの直接支払いが、現物を持参することになっていきます。

10月以降も引き続き保育所などに支払うこととなります。

### ▼副食費（おかず）

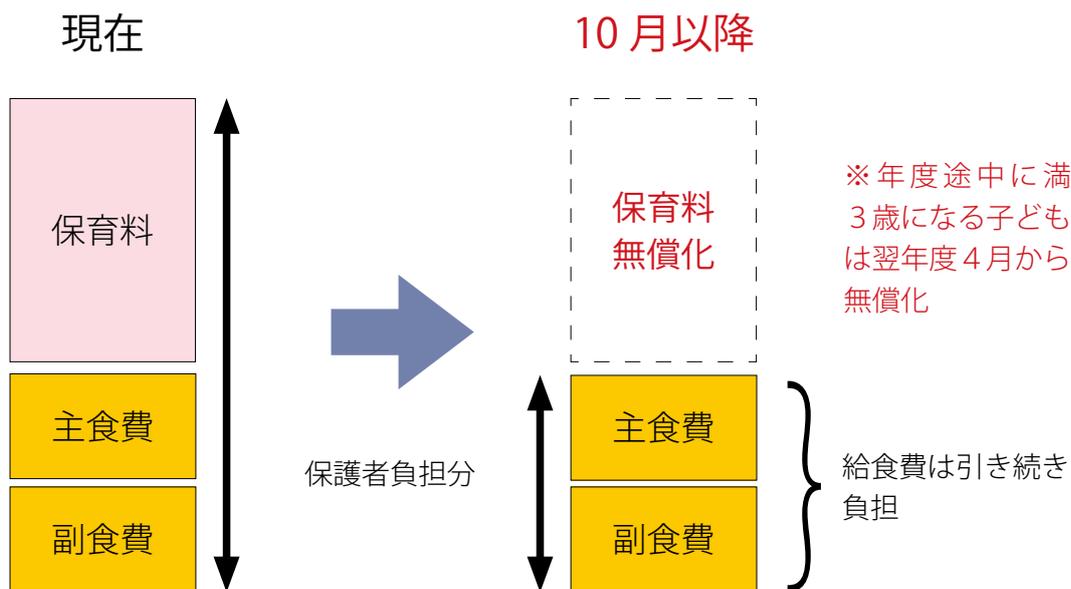
副食費は現在、保育料とともに、役場を通じて保育所などに支払うことになっています。10月以降は主食費とともに保育所などに直接支払います。

### ◎問い合わせ先

役場福祉事務所子育て支援係

☎(86) 1146 「直通」

### 10月以降の保護者負担



### 10月以降の給食費負担方法の変更

